市町村議会で議決した意見書（平成24年９～10月議決分）

平成24年10月10日現在

市町村議会名	意見書の内容
盛　岡　市	【議決年月日】平成24年９月28日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、文部科学大臣、岩手県知事 **【件　　　名】私学助成の充実を求める意見書** 私立学校は，公教育の一翼を担い学校教育の充実，発展に寄与しています。 現在、少子化などにより私立学校の経営基盤は，厳しい環境におかれています。また、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。生徒一人当たりに支出される公費が公立学校と比べて低いことが，私学の教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。 こうした状況の中で、教育条件の維持・向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため，運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。 よって、このような実情を勘案し、過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金をさらに充実させることを求めます。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
盛　岡　市	【議決年月日】平成 24 年９月 28 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、 **【件　　　名】義務教育費国庫負担制度拡充，30 人以下学級実現を求める意見書** 35 人以下学級について，昨年義務標準法が改正され小学校１学年の基礎定数化がはかられたものの、今年度小学校２学年については加配措置にとどまっています。 日本は、ＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、１クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数の在り方に関する国民からの意見募集」では、約６割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26 人から 30 人を挙げています。このように、保護者も 30 人以下学級を望んでいることは明らかであります。 社会状況等の変化により学校は，一人ひとりの子どもに対するきめ細やかな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちの増加や障がいのある児童生徒への対応等が課題となっています。さらに、不登校、いじめ等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことから，学級規模縮減以外の様々な定数改善も必要です。 子どもたちが全国どこに住んでいても，機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法の精神です。しかし、教育予算について、ＧＤＰに占める教育費公財政支出の割合は、ＯＥＣＤ加盟国（28 カ国）の中では日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。 将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。 よって，国においては，政府予算編成において下記事項を実現するよう求めます。 記 １．少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、ＯＥＣＤ諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。 ２．教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 24 年９月 21 日 【提　　出　　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣 **【件　　　　名】地方交付税の速やかな交付を求める意見書** 平成 24 年度における公債の発行の特例に関する法律案（以下「特例公債法案」という。）が、依然成立しておらず、国においては予算執行の抑制方針を表明したところであるが、地方公共団体の資金繰り等の財政運営や国民生活に支障がないよう、万全の配慮をするよう強く要望する。 理由 特例公債法案は第 180 回国会でも成立せず廃案となった。政府は９月７日の閣議において、９月の普通交付税の支払いを延期するとともに、９月以降の普通交付税の執行を都道府県に対し月割交付する方針を示した。 本市においてはその後、普通交付税は予定額が支払われたものの、依然として特例公債法案の成立の見通しは立たず、財政基盤が脆弱で、特別交付税を含めて国に財源を依存する割合の高い本市においては、財政運営等に影響することの懸念が払拭できないままである。 とりわけ本市においては、岩手宮城内陸地震と東日本大震災の２つの災害に見舞われた中、市民一丸となっての復興途上であり、財源を確保のうえ市民の生活再建を支えていかなければならない。 よって、国においては以下の事項について、十分な配慮を行うよう強く要望する。 記 １　普通交付税については、遅延なく支払いを行うこと ２　やむを得ず普通交付税の支払いが遅延する場合は、財政基盤の弱い自治体に対しては、財政運営に支障の出ないよう、国の責任において万全の配慮を行うこと ３　仮に地方自治体が資金調達を市場から行う場合、金利負担等については、特別措置を行うなど、万全の対策を講じること 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 24 年９月 21 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、環境大臣、復興大臣 **【件　　　名】除染対策の拡充を求める意見書** （ 側溝土砂対策 ） 福島第一原発事故に伴い、当市は国から汚染状況重点調査地域の指定を受け、除染実施計画に基づき除染作業に着手したところである。 しかしながら、除染実施対象区域の内外に関わらず、道路側溝には、国が処理を行うべき放射能濃度が 8,000 ベクレルを超える相当量の汚染土砂が、国から処理方法が提示されないことから堆積した状況にあり、市民から早期の対策を強く求められている。 ついては、国において側溝土砂等の最終処分までの道筋を示すとともに、処理経費に対する支援制度の創設を早期に図るよう要望する。 （ 減容化対策 ） 　当市においては、農林業系を中心に大量の汚染廃棄物が発生しており、このうち牧草の一部については、焼却灰が既存の処分場で埋め立て処理できる範囲内で一般ごみとの混焼を行っている。 　また、本年４月から牛に給与可能な飼料の暫定許容値が変更されたことに伴い、新たに利用できない牧草が大量に発生し、日常の生活空間に放置されているほか、稲わら、堆肥、しいたけほだ木など一時保管を進めている廃棄物についても処理方法が見えていない状況にある。 　ついては、これらの汚染廃棄物の減容化と最終処分場の道筋を明らかにすること、及び処理費用について、国の責任で早急な対応を図るよう要望する。 　以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 24 年９月 21 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大臣、復興大臣 **【件　　　名】牧草地に係る除染対策への支援を求める意見書** 　　牧草地の除染が終了するまでに必要となる代替飼料の確保に万全を期すとともに、牧草地の早期除染のため、平成 24 年度東日本大震災農業生産対策交付金の予算額を拡大し、全ての除染が終了するまで予算措置を継続されるよう強く要望する。 　理由 　東京電力福島第一原子力発電所の事故により、牧草に含まれる放射性物質が暫定許容値を超過し、公共牧場などで放牧が自粛されたことにより、農家では放牧できないことによる飼養管理作業の増加や、排泄物の処理にかかる費用の増加などが見込まれるとともに、飼育頭数の減少が懸念されている。 　市内では除染が必要な牧草地の面積が約 3,100 ヘクタールとされ、牧草地が使用できない間必要となる代替飼料の確保や、数年かかる見込みである除染作業の工程を更に進める必要があるが、すべての除染が終了するまでの予算も確保されていない。 　よって、国においては、牧草地の除染が終了するまでに必要となる代替飼料の確保に万全を期すとともに、牧草地の早期除染のため、平成 24 年度東日本大震災農業生産対策交付金の予算額を拡大し、全ての除染が終了するまで予算措置を継続されるよう強く求める。 　以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成24年９月21日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、環境大臣、復興大臣 **【件　　　名】放射性物質汚染による食品の出荷制限・解除の区域の考え方の見直しに関する意見書** 原発事故による被害に苦しむ市内生産者の一日も早い現状復帰と営農の安定を図るため、放射性物質汚染による食品の出荷制限・解除の区域の考え方を見直すよう強く要望する。 理由 今般の東日本大震災に伴う原子力発電所事故に起因する放射性物質の影響を受け、当市産のしいたけや山菜などから国の基準値を超える放射性セシウムが検出されて以降、風評被害による取引価格下落や取引不調に加え、国の出荷制限指示によって多大なる影響を受けている。 岩手県としては、「県産食材等の安全確保方針」等に基づき、個別品目における放射性物質濃度の検査を実施し、安全・安心な農林水産物の供給に努めているところである。 しかしながら、現在の国の示す「検査結果、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」では、出荷制限の区域の設定条件が、県または市町村単位となっていることから、基準値を下回る生産者・地域であっても出荷することができず、生産をあきらめざるを得ない農家も出るなど、生産現場には大きな不安と混乱が生じている。 これまで、懸命の努力により、安全・安心な農林産物を消費者に供給してきた生産者こそ、その風評による被害も重なって、放射性物質により最も深刻な影響を受けている被害者である。生産者から見れば一方的で容赦なしと見える現在の出荷制限のあり方は、生産者視点に立ったものとはなっていない。 原発事故による被害に苦しむ市内の生産者の一日も早い現状復帰と営農の安定化を図ることは国の責務である。 よって、国においては、以下の措置を講ずるよう強く要望する。 記 １　出荷制限・解除の区域の設定に当たっては、科学的根拠に基づいて旧市町村単位等での細分化した設定を認めるなど、地域の実態を踏まえた制度運用とすること ２　農林産物の栽培環境、生育期間、出荷適期等、生産実態や地域事情を踏まえた解除条件を認めること ３　風評被害を深刻に受け止め、生産・流通における生産者への支援を拡充すること ４　生産者の経営継続のための財政的支援の充実を図ること 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 24 年９月 21 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、復興大臣 **【件　　　名】被災者二重ローン債務減免制度の運用の抜本的見直しを求める意見書** 東日本大震災の被災者を震災前の住宅ローン等の負担から解放することで、一人でも多くの被災者の生活再建を支援するため、現行制度の運用等の見直しを図るとともに、被災者二重ローン債務減免制度の創設など抜本的見直しを行うよう強く要望する。 貸し渋りが問題になっている金融機関への行政指導強化を求める。 理由 個人版私的整理ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、東日本大震災の影響によって、住宅ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者について、債務の全部または一部を減免することを通じて、生活や事業の再建を支援し、被災地の復興･再活性化に資することを目的として策定された仕組みであり、運用当初は、自己破産などの法的整理に比べ、個人信用情報への登録を回避できることなど、手続きの早さや新たな融資が受けやすいことなど、被災者の再スタートに向けて多くのメリットが期待されていたが、たち遅れている。 当市においても、住宅団地が被災し、現在、復興交付金などを活用し、復興にあたっている。 新たな住宅建築を前に、被災者には、従来の住宅ローンの返済が大きな課題となっている。 このため、義援金等が震災前からの既往債務の返済に使われている実態が生じているという切実な現状を踏まえ、真の被災者救済と復興・再活性化を促すために、被災者二重ローン債務減免制度について、速やかに措置を講ずるよう強く要望する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 24 年９月 21 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、復興大臣 **【件　　　名】国際リニアコライダー（ＩＬＣ）の誘致を求める意見書** 日本国内において国際リニアコライダー（ＩＬＣ）計画を実現し、世界の最先端技術の拠点の形成と産業集積を図り、新たな国際研究拠点を形成することにより、東日本大震災津波からの復興の象徴となるよう、東北への誘致を強く要望する。 理　由 国際リニアコライダー（ＩＬＣ）は、素粒子・宇宙の研究に飛躍的発展をもたらすだけでなく、超伝導技術をはじめとする多くの先端技術の開発と実用化を促進し、さらに学術・教育・技術の集積する新たな国際研究拠点の形成につながるものである。 この計画を実現するためには、技術の産業波及、地質や環境などの調査、教育・医療・文化育成への利用、科学技術による外交など省庁横断による最先端科学技術への挑戦として位置づけて取り組まなければ成り立たないものである。 今年中には現在国際的な研究者チームによって進められている建設候補地の技術的設計が終了し、その後は最終的な候補地の決定に移行する見通しである。東日本大震災津波で被災した東北地方の真の復興と再生のためには、単に被災したエリアを元に戻すのではなく、新たな産業や雇用の創出につながる大規模なプロジェクトが不可欠である。 候補地の詳細な地質調査は、今後、国の予算により実施される予定であるが、先に岩手県と東北大学が実施した北上山地の地質調査の結果では、良質な花崗岩が連続した適地であることが判明したと伺っているところであり、当市においては既に啓発活動など様々な活動を展開しているところである。 よって、国においては、候補地を早期に北上山地に決定し、世界に向けて誘致活動を展開することを強く要望する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 24 年９月 21 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 **【件　　　名】30 人以下学級実現及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書** 　将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であることから、30 人以下学級の実現及び義務教育費国庫負担制度拡充について、特段の配慮をされたい。 理由 　昨年、小学校１年生の 35 人以下学級を実現するために必要な改正義務標準法が国会において成立した。30 年ぶりの学級編制標準の引き下げであり、国レベルでの少人数学級の推進に向けた取り組みが始まった。しかし、日本は、他のＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、今後とも、少人数学級の着実な推進が必要である。 　子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法の精神であるが、教育予算について、ＧＤＰに占める教育費公財政支出の割合は、ＯＥＣＤ加盟国の中で日本は最下位であることや、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられ、自治体財政を圧迫していることなどから、その拡充が必要である。 　将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要である。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要がある。こうした観点から、国においては、平成 25 年度の政府の予算編成において、次の事項を実現するよう強く要望する。 記 １　少人数学級を引き続き推進すること。また、その具体的な学級規模は、ＯＥＣＤ諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30 人以下とすること ２　教育の機会均等及び水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を２分の１に復元すること 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
二　戸　市	【議決年月日】平成 24 年９月 21 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣 **【件　　　名】少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書** ３５人以下学級について、昨年義務標準法が改正され小学校１学年の基礎定数化がはかられたものの、今年度小学校２学年については加配措置に留まっています。 日本は、ＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約６割が「小中高校の望ましい学級規模」として、２６人～３０人を挙げています。このように、保護者も３０人以下学級を望んでいることは明らかであります。 社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要になっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちの増加や障害のある児童生徒の対応等が課題となっています。不登校、いじめ等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことから、学級規模縮減以外の様々な定数改善も必要です。 子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、ＧＤＰに占める教育費の割合は、ＯＥＣＤ加盟国（２８カ国）の中で日本は最下位となっています。 また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。 将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。 こうした観点から、政府予算編成において下記事項の実現について、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出いたします。 記 １　小人数学級を推進すること。具体的学級規模は、ＯＥＣＤ諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、３０人以下学級とすること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を２分の１に復元すること。

市町村議会名	意見書の内容
二　戸　市	【議決年月日】平成 24 年９月 21 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣 **【件　　　名】垂直離着陸輸送機ＭＶ－２２オスプレイの配備及び低空飛行訓練の撤回に関する意見書** 米海軍省と海兵隊は今年４月、「ＭＶ－２２航空機の海兵隊普天間飛行場配備及び日本での運用に関する環境報告書」を作成し、防衛省が６月３１日にこの報告書を沖縄県に提出したことから、オスプレイを普天間基地に配備し、低空訓練を計画していることが明らかになった。 その概要は、配備後、岩国基地にも月２、３日間２－６機が派遣され、低空飛行訓練のため国内６航法経路において夜間（午後１０時ー午前７時）を含め現状より約２１%増加（各ルートにおいて飛行回数が年間約５５回、計３３０回）となる訓練が実施されるとしている。 他方、オスプレイは開発段階に４回の事故及びその後も事故が多発しており、３０人以上が亡くなるなど、墜落の不安は払拭できていない。沖縄県では県知事の反対表明をはじめ、県議会と県内すべての４１市町村議会での配備反対決議、世論調査でも９割が反対している。 また、米軍の低空飛行は、アラスカ州を除く米国内やＮＡＴＯ（北大西洋条約機構）内のどの国においても認められていない。 世界一危険な普天間基地に、墜落事故を繰り返す欠陥機を配備し、日本全国で低空飛行訓練を行うことは沖縄県民をはじめ、日本国民の命を危険にさらすことになる。 よって、以下の事項について要請する。 １　沖縄県民の命を危険にさらし、墜落と死の恐怖を押し付ける普天間基地へのオスプレイの配備を中止すること。 ２　日本全国６ルートの低空飛行訓練を中止すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	【議決年月日】平成 24 年 10 月２日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、岩手県知事 **【件　　　名】私学助成の充実を求める意見書** 私立学校は、公教育の一翼を担い、学校教育の充実、発展に寄与している。 現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫している。また、生徒一人当たりに支出される教育費が公立学校と比べて低いことが、私学の教育諸条件が改善されない大きな要因になっている。 こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められている。 よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をされるよう下記事項を要望する。 記 過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成をさらに充実すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 24 年９月 26 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、岩手県知事 **【件　　　名】私学教育の充実と発展を求める意見書** 私立学校は､公教育の一翼を担い､学校教育の充実と発展に寄与しています。 現在、少子化などにより私立学校の経営基盤は厳しい環境に置かれており、私立学校に通わせる保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当たりにかけられる公費が公立学校と比べて低いことは､私立学校の教育諸条件が改善されない大きな要因となっています。 こうした状況の中で､教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに､私立学校の経営の健全化のため､運営費をはじめとする公費助成の一層の充実が求められています。 よって､国及び県においては､このような私学教育を取り巻く現状を考慮し､過疎地域の私立高等学校への特別助成の増額を含め､私学助成金を更に充実されるよう強く要望いたします。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
葛　巻　町	【議決年月日】平成 24 年９月 18 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国家戦略担当大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長 **【件　　　名】　地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書** 地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。 また、我が国は京都議定書において、第１約束期間である平成 20 年から平成 24 年までの間に、温室効果ガスを６％削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち 3.8%を森林吸収量により確保するとしている。 このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成 24 年 10 月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成 24 年度税制改正大綱」において、「平成 25 年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされている。 もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。 しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。 よって、下記事項の実現を強く求めるものである。 記 二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
西和賀町	【議決年月日】平成 24 年９月 21 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国家戦略担当大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長 **【件　　　名】　地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書** 地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水質源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。 また、我が国は、京都議定書において、第１約束期間である平成２０年から平成２４年までの間に、温室効果ガスを６％削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち３．８％を森林吸収量により確保するとしている。 このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成２４年１０月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成２４年度税制改正大綱」において、「平成２５年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされている。 もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。 しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。 よって、下記事項の実現を強く求めるものである。 記 二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
住　田　町	【議決年月日】平成 24 年９月 24 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、 **【件　　　名】　地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書** 地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。 また、我が国は京都議定書において、第１約束期間である平成２０年から平成２４年までの間に、温室効果ガスを６％削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち３．８％を森林吸収量により確保するとしている。 このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成２４年１０月に導入される一方、「森林吸収源などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成２４年度税制改正大綱」において、「平成２５年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされている。 もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。 しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。 よって、下記事項の実現を強く要求する。 記 二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
岩　泉　町	【議決年月日】平成 24 年９月 21 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国家戦略担当大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣 **【件　　　名】　地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書** 地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。 また、わが国は京都議定書において、第１約束期間である平成 20 年から平成 24 年までの間に、温室効果ガスを６％削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち３．８％を森林吸収量により確保するとしている。 このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成 24 年 10 月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成 24 年度税制改正大綱」において、「平成 25 年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされている。 もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。 しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。 よって、下記事項の実現を強く求めるものである。 記 二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。